

[民生産業常任委員会審査報告]

民生産業常任委員会は3月16日、17日、23日及び24日に開催し、本委員会に付託された案件について審査を行いましたので報告を申し上げます。

付託案件は、第7号議案、第8号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案、第13号議案中関係部分、第14号議案、第15号議案、第16号議案、第18号議案、第19号議案の以上11件であります。

本委員会は、これらの議案を慎重に審査いたしました結果、第13号議案中関係部分、第14号議案及び第16号議案は賛成多数で、その他の議案は全員一致をもって、いずれも原案のとおり可決されました。

以下、審査の過程における各委員からの主な意見を申し上げます。

最初に、健康福祉部関係について申し上げます。

まず、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業についてであります。

学習面や生活面での支援が必要とされる子どもやその保護者に対し支援が届くような様々な機会を捉えて制度を周知されたり、教育委員会等と連携することで対象者の把握に努めるとともに、市内一地区から先行実施されることについては、状況により実施箇所を増やすことも視野に入れられたいのであります。

次に、障害者就労支援事業についてであります。

これまでは市に就労支援員を設置し、就労相談を受付けていましたが、令和4年度以降は市内社会福祉法人に併設された北播磨障害者就業・生活支援センターに相談等を引き継がれることとなりますが、今後も同センターと連携し、従来と同程度の相談体制を保てるよう努められたいのであります。

次に、子ども食堂運営助成事業についてであります。

より幅広く子どもが参加できるように、他事業の案内の際にも子ども食堂のチラシを同封するなど周知に努めつつ、運営団体の収支状況についても注視しながら、当事業の補助金額で安定的に子ども食堂を運営できるのか検証されたいのであります。

次に、国民健康保険加入者の特定健診受診率の向上についてであります。

一般会計から国民健康保険特別会計への借入金の返済の財源について、国民健康保険加入者の負担増とならないよう、特定健診受診率の向上に向けた取組を一層強化し、保険者努力による交付金のさらなる獲得に努めるとともに、健康寿命を延ばすことにもつなげられたいのであります。

次に、産業振興部関係について申し上げます。

まず、地力増進推進事業についてであります。

肥料の高騰等の影響から、独自に様々なルートで堆肥を仕入れ、散布を行っている農業者がおられますが、現状では補助対象となる堆肥が限られているので、補助要件等について柔軟な対応を検討されたいのであります。

次に、農福連携の推進についてであります。

農業の担い手不足の解消とともに、障がいのある方の就労場所の確保や社会参加のためにも、農福連携は両者に意義あるものと思われませんが、農業者の募集に際し、障害福祉への理解を深め、円滑に障がいのある方を受け入れられるよう事業内容の丁寧な周知や相談対応等について配慮されたいのであります。

次に、みきエキバル開催についてであります。

新三木駅舎のオープン記念とあわせ、市内飲食店の活性化や神戸電鉄利用推進のため、三木駅周辺の飲食店で割引が受けられるパスポートを販売されますが、利用する側と提供する側、双方にとって魅力のある内容となるよう観光協会と調整しながら参加店舗の募集や利用条件等について工夫されたいのであります。

次に、都市整備部関係について申し上げます。

まず、スケートボードパークの整備についてであります。

現在のスケートボードのスタイルに沿ったセクションを新たに整備されますが、利用者のニーズは様々ですので、利用者の声を広く聞きながら、多くの方が来訪したくなるような魅力のあるスケートボードパークとなるよう、整備を進められたいのであります。

また、整備に際して、近隣の公共施設とともに市役所周辺の賑わいづくりについても検討されたいのであります。

次に、デマンド型交通運行事業についてであります。

当初の見込みよりも利用者数が少なく、運行車両の台数を3台から2台に変更されますが、引き続き利用促進を図られ、今後、利用者数が増加した際にもスムーズに運行できるよう、常に利用実態を検証し、適切な運行管理に努められたいのであります。

次に、公営住宅の長寿命化計画についてであります。

令和4年度に公営住宅等長寿命化計画を策定される予定ですが、施設の老朽化が進み、入居率が低くなっている施設については他の公営住宅等と集約するなど、統廃合後の施設跡地活用も含め、公営住宅の施設配置の最適化を図られたいのであります。

次に、上下水道部関係について申し上げます。

下水道事業についてであります。

令和4年度予算の予定キャッシュフロー計算書において、現金預金の当年度期末残高が当年度期首残高に比べ、概ね半減する内容になってはいますが、下水道事業は市民生活に欠かせないものであるため、持続可能な健全な財政運営に努められたいのであります。

次に、消防本部関係について申し上げます。

消防団員の報酬についてであります。

条例で定める消防団員の報酬は年額1万800円で、国が示す地方交付税単価3万6千500円を大きく下回っているものの、報酬の引き上げについては慎重に検討し

ているとのことですが、消防団員の確保を図るためにも、国が示す金額に近づけるよう努められたいのであります。

以上、民生産業常任委員会の審査報告といたします。